日 調 連 発 第 2 号
令 和 3 年 4 月 2 日

各土地家屋調査士会長　殿
連　合　会　役　員　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

不動産登記規則等の一部を改正する省令の公布について（お知らせ）

標記省令（別添 1）が令和 3 年 4 月 1 日に施行されましたのでお知らせします。

また、省令の施行に伴い、筆界特定手続及び法定相続情報証明制度に関する事務の取扱い（別添 2 及び別添 3）について、法務省民事局民事第二課から情報提供がありましたので、お知らせします。

なお、客月 29 日付けの下記官報に掲載されており、インターネット版「官報」（下記 URL）からも参照できます。

記

令和 3 年 3 月 29 日　号外第 72 号〔省令〕
https://kanpou.npb.go.jp/

別添１

法務省令第十四号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十条及び関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

法務大臣　上川　陽子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（筆界特定書面申請の方法等） 第二百十一条　［略］ ［項を削る。］ 2　［略］ 3　委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に記名しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。	（筆界特定書面申請の方法等） 第二百十一条　［同上］ 2　申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）に署名し、又は記名押印しなければならない。 3　［同上］ 4　委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に署名し、又は記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。

4‖　第二百九条第一項第七号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が記名したものでなければならない。

5‖　［略］

6‖　第四十五条第一項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下この条において同じ。）について、第五十一条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは「第二百十一条第五項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書」と読み替えるものとする。

7‖　筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。

8‖　申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。

9‖　［略］

。

5‖　第二百九条第一項第七号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が署名し、又は記名押印したものでなければならない。

6‖　［同上］

7‖　第四十五条並びに第四十六条第一項及び第二項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）について、第五十一条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは「第二百十一条第六項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書」と読み替えるものとする。

［項を加える。］

8‖　［同上］

［項を加える。］

（法定相続情報一覧図）

第二百四十七条　［１・２　略］

３　前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が記名したものに限る。）

［二～七　略］

［４～７　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（平成二十五年法務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　［略］ ２　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。	第二条　［同上］ ２　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。

（法定相続情報一覧図）

第二百四十七条　［１・２　同上］

３　前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）

［二～七　同上］

［４～７　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（司法書士法施行規則の一部改正）

第三条　司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
付録様式（第７条第１項） 司法書士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写 真 年　月　日撮影 （ふりがな） 氏　　名 ／ 年　月　日生 ／ 男　女 本　　籍 住　　所　（〒　　） 事　務　所 設置予定地 事業開始の 予　定　日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）	付録様式（第７条第１項） 司法書士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　　㊞ 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写 真 年　月　日撮影 （ふりがな） 氏　　名 ／ 年　月　日生 ／ 男　女 本　　籍 住　　所　（〒　　） 事　務　所 設置予定地 事業開始の 予　定　日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

（土地家屋調査士法施行規則の一部改正）

第四条　土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
付録様式（第８条第１項） 土地家屋調査士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名 私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。 写 真 年 月 日撮影 （ふりがな） 氏　　名　　年 月 日生　男 女 本　　籍 住　　所　（〒　） 事 務 所 設置予定地 業務開始の 予 定 日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）	付録様式（第８条第１項） 土地家屋調査士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　㊞ 私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。 写 真 年 月 日撮影 （ふりがな） 氏　　名　　年 月 日生　男 女 本　　籍 住　　所　（〒　） 事 務 所 設置予定地 業務開始の 予 定 日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

附　則

（施行期日）

１　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた筆界特定の申請並びに不動産登記規則第二百四十七条第一項及び第七項の申出については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第二百十一条及び第二百四十七条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第二条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第二条第二項（第三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別添２

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第６５４号
令和３年３月２９日

法　務　局　長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公　印　省　略）

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達）

不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和３年法務省令第１４号。以下「改正省令」という。）が本年４月１日から施行されますが，これに伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについては，下記の点に留意し，事務処理に遺憾のないよう，貴管下筆界特定登記官に周知方お取り計らい願います。

なお，本通達中，「不登法」とあるのは不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）を，「災害復興法」とあるのは大規模災害からの復興に関する法律（平成２５年法律第５５号）を，「復興特区法」とあるのは東日本大震災復興特別区域法（平成２３年法律第１２２号）を，「新規則」とあるのは改正省令による改正後の不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号）を，「旧規則」とあるのは改正省令による改正前の不動産登記規則を，「復興筆特省令」とあるのは改正省令による改正後の大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（平成２５年法務省令第２０号）をそれぞれいいます。

記

１　改正の趣旨

行政手続については，「経済財政運営と改革の基本方針２０２０」（令和２年７月１７日閣議決定）において，「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し，実際に足を運ばなくても手続できるリモート社

会の実現に向けて取り組む。このため，全ての行政手続を対象に見直しを行い，原則として書面・押印・対面を不要とし，デジタルで完結できるよう見直す」こととされているほか，「規制改革実施計画」（令和２年７月１７日閣議決定）においても，「各府省は，緊急対応として，所管する行政手続等のうち，法令等又は慣行により，国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの，押印を求めているもの，又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について，優先順位の高いものから順次，規制改革推進会議が提示する基準に従い，必要な措置を講じるとともに，その周知を行う。各府省は，緊急対応を行った手続だけでなく，原則として全ての見直し対象手続について，恒久的な制度的対応として，年内に，規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次，必要な検討を行い，法令，告示，通達等の改正やオンライン化を行う」との方針が示されている。

押印については，いわゆる「認印」の押印について，文書の真正性担保の効果は限定的であると解されることから，国民の負担を軽減するため，政府全体として「認印」の押印及び「認印」による記名押印と選択的に求めることとされている署名について，原則不要とする方向で検討が行われてきた。

そこで，筆界特定手続においても，上記政府全体の方針に基づき，見直しを行うこととされたものである。

２　筆界特定手続の事務の取扱い

(1) 筆界特定申請書への署名又は記名押印の廃止

改正省令により旧規則第２１１条第２項が削られ，筆界特定書面申請をする場合に，申請人又はその代表者若しくは代理人による筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下同じ。）への署名又は記名押印が不要となり，筆界特定申請書には，必要的申請情報である申請人又はその代表者若しくは代理人の氏名（不登法第１３１条第３項第２号又は同条第５号及び新規則第２０７条第２項第１号若しくは第２号）を記載すれば足りることとされた。

(2) 委任状への署名又は記名押印の見直し

筆界特定書面申請において，委任による代理人によって筆界特定の申請

をする場合について，申請人又はその代表者が委任状に署名し，又は記名押印しなければならないとされていたものが，記名することで足りることとされた。復代理人によって申請する場合における代理人についても，同様となる（新規則第２１１条第３項）。

なお，筆界特定の申請がされた後，申請人又は関係人が代理人を選任した場合における当該代理人の権限を証する情報（新規則第２４３条第３項）について，これが委任状である場合も，同様に取り扱って差し支えない。

おって，委任状の記載事項からその真正性に疑義が生じた場合には，委任状を提出した代理人から委任を受けた経緯を聞き取るほか，申請人の本人確認情報の提供を求めることなどにより，委任状の真正性を確認する必要があることは，従前から変わりはない。

(3) 不登法第１３１条第２項の同意を証する書面への署名又は記名押印の見直し

地方公共団体が不登法第１３１条第２項に基づき筆界特定書面申請をする場合に，法務局又は地方法務局に提出しなければならない同項の同意をした所有権登記名義人等が作成した情報を記載した書面について，当該所有権登記名義人等が署名し，又は記名押印したものでなければならないとされていたものが，記名したもので足りることとされた（新規則第２１１条第４項）。

(4) 筆界特定申請書等の訂正等を行った場合の押印の廃止

改正省令により，旧規則第２１１条第７項における第４５条第２項の準用が廃止されるとともに，新規則第２１１条第７項が新設されたことにより，筆界特定申請書につき文字の訂正，加入又は削除をしたときは，その旨及びその字数を欄外に記載し，又は訂正，加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して，その範囲を明らかにすれば足りることとなり，当該字数を記載した部分又は当該記号を付した部分への押印は不要とされた（新規則第２１１条第７項）。

(5) 筆界特定申請書への契印の廃止及びその代替措置

改正省令により旧規則第２１１条第７項における第４６条第１項及び第２項の準用が廃止され，筆界特定申請書が２枚以上である場合であっても，申請人又はその代表者若しくは代理人による各用紙のつづり目への契印は不要とされた。この代替措置として，筆界特定申請書が２枚以上であると

きは，各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならないこととされた（新規則第２１１条第８項）。

新規則第２１１条第８項の趣旨は，筆界特定登記官が適正かつ迅速な審査をするとともに，作成された筆界特定申請書の一部の廃棄や追加による不適正な筆界特定の申請を防止することにあるところ，「各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載する」場合，単に各用紙に通し番号が記載されているだけでは足りず，例えば，各用紙に「８枚中１枚目」や「１／８」などと記載することにより，各用紙が総枚数分の何枚目であるのかが明らかにされた上で，全ての用紙が順番どおりにとじられていなければならない。なお，各用紙のつづり目へ契印がされているときは，「その他の必要な措置」が講じられているものとして取り扱って差し支えない。

(6) 災害復興法第３６条第２項及び復興特区法第７３条第２項の承諾を証する情報を記載した書面への署名又は記名押印の見直し

地方公共団体が災害復興法第３６条第１項又は復興特区法第７３条第１項に基づき筆界特定書面申請をする場合に，法務局又は地方法務局に提出しなければならない災害復興法第３６条第２項又は復興特区法第７３条第２項の承諾をした所有権登記名義人等が作成した情報を記載した書面について，当該所有権登記名義人等が署名し，又は記名押印しなければならないとされていたものが，記名すれば足りることとされた（復興筆特省令第２条第２項（第３条において準用する場合を含む。））。

(7) その他の書面への押印について

改正省令の趣旨に鑑み，地位承継申出書（平成１７年１２月６日付け法務省民二第２７６０号当職通達「不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて」（以下「基本通達」という。）記の５０），通知先届出書（基本通達記の１３８）及び通知を受ける者の指定書（基本通達記の１３９）についても，それぞれ基本通達別記第６号様式，第３０号様式及び第３１号様式の記載にかかわらず，書面作成者による押印がされていることを要しないものとする。

(8) 改正省令施行前にされた筆界特定の申請について

改正省令による改正前の筆界特定の申請については，新規則第２１１条及び復興筆特省令第２条第２項（第３条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず，なお従前の例によるものとされた（改正省令附則第

２項)。

なお，従前の規定が適用される書面であって，署名若しくは記名押印又は押印が必要であるにもかかわらずこれがされていないものであっても，当該書面を提出した者から当該書面の作成経緯を聴取することなどにより，その真正性を確認することができた場合には，手続を進めて差し支えない。

(9) 改正省令施行後に押印がされた書面が提出された場合の取扱い等

新規則及び復興筆特省令において押印が不要とされた書面について，改正省令施行後に押印がされて提出された場合であっても，申請の適法性に影響はない（なお，筆界特定申請書が２枚以上である場合に各用紙のつづり目にされた契印については，(5)参照。)。

おって，「署名」は「記名」に包含される概念であるため，記名しなければならないとされている書面に署名がされている場合には，記名がされたものとして取り扱うこととなる。

別添３

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第６５５号
令和３年３月２９日

法務局長　殿
地方法務局長　殿

法務省民事局長
（公印省略）

不動産登記規則等の一部を改正する省令の施行に伴う法定相続情報証明制度に関する事務の取扱いについて（通達）

行政手続については，「経済財政運営と改革の基本方針２０２０」（令和２年７月１７日閣議決定）において，「書面・押印・対面を前提とした我が国の制度・慣行を見直し，実際に足を運ばなくても手続できるリモート社会の実現に向けて取り組む。このため，全ての行政手続を対象に見直しを行い，原則として書面・押印・対面を不要とし，デジタルで完結できるよう見直す」こととされているほか，「規制改革実施計画」（令和２年７月１７日閣議決定）においても，「各府省は，緊急対応として，所管する行政手続等のうち，法令等又は慣行により，国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの，押印を求めているもの，又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について，優先順位の高いものから順次，規制改革推進会議が提示する基準に従い，必要な措置を講じるとともに，その周知を行う。各府省は，緊急対応を行った手続だけでなく，原則として全ての見直し対象手続について，恒久的な制度的対応として，年内に，規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次，必要な検討を行い，法令，告示，通達等の改正やオンライン化を行う」との方針が示されています。

上記を踏まえ，不動産登記規則等の一部を改正する省令（令和３年法務省令第１４号）が施行されることに伴い，平成２９年４月１７日付け法務省民二第２９２号当職通達「不動産登記規則の一部を改正する省令の施行に伴う不動産

登記事務等の取扱いについて」の一部を下記のとおり改正し，本年４月１日から施行することとしましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

なお，この通達の施行前に提供された申出書及びその添付書面の取扱いについては，なお従前の例によるものとし，また，施行後において押印が不要とされた書面について押印がされて提供された場合であっても，適正な申出として取り扱って差し支えありませんので，念のため申し添えます。

記

次の表により，改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め，改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定は，当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
第２　１～２　（略） ３　（略） (1)～(2)　（略） (3) 法定相続情報一覧図には，被相続人に関しては，その氏名，生年月日，最後の住所及び死亡の年月日を，相続人に関しては，相続開始の時における同順位の相続人の氏名，生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第２４７条第１項第１号及び第２号）。 また，法定相続情報一覧図には，作成の年月日を記載し，申出人が記名するとともに，法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が記名することとされた（規則第２４７条第３項第１号）。 法定相続情報一覧図の作成にあっては，次の事項を踏まえる必要がある。	第２　１～２　（同左） ３　（同左） (1)～(2)　（同左） (3) 法定相続情報一覧図には，被相続人に関しては，その氏名，生年月日，最後の住所及び死亡の年月日を，相続人に関しては，相続開始の時における同順位の相続人の氏名，生年月日及び被相続人との続柄を記載することとされた（規則第２４７条第１項第１号及び第２号）。 また，法定相続情報一覧図には，作成の年月日を記載し，申出人が記名するとともに，法定相続情報一覧図を作成した申出人又はその代理人が署名し，又は記名押印することとされた（規則第２４７条第３項第１号）。 法定相続情報一覧図の作成にあっては，次の事項を踏まえる必要がある。

ア～エ　（略）	ア～エ　（同左）
オ　法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の記名には，住所を併記する。なお，作成者が戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条の２第３項に掲げる者である場合は，住所については事務所所在地とし，併せてその資格の名称をも記載する。	オ　法定相続情報一覧図の作成をした申出人又は代理人の署名等には，住所を併記する。なお，作成者が戸籍法（昭和２２年法律第２２４号）第１０条の２第３項に掲げる者である場合は，住所については事務所所在地とし，併せてその資格の名称をも記載する。
カ～コ　（略）	カ～コ　（同左）
(4)　（略）	(4)　（同左）
4　（略）	4　（同左）
5　添付書面について	5　添付書面について
申出書には，申出人又はその代理人が記名するとともに，前記３に示す法定相続情報一覧図をはじめ，規則第２４７条第３項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。	申出書には，申出人又はその代理人が記名押印するとともに，前記３に示す法定相続情報一覧図をはじめ，規則第２４７条第３項各号に掲げる書面を添付しなければならないとされた。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（同左）
(4) 申出書には，申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務	(4) 申出書には，申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務

上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第２４７条第３項第６号）。 当該証明書には，例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお，この場合には，申出人の記名を要する。）が該当するところ，登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。	上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。）を添付することとされた（規則第２４７条第３項第６号）。 当該証明書には，例えば住民票記載事項証明書や運転免許証の写し（申出人が原本と相違がない旨を記載したもの。なお，この場合には，申出人の署名又は記名押印を要する。）が該当するところ，登記官はこれらの書面によって申出人の本人確認を行うものとする。
(5) （略） ア～イ　（略） ウ　代理人の権限を証する書面について，原本の添付に加えて，代理人が原本と相違がない旨を記載し，記名をした謄本が添付された場合は，登記官は，それらの内容が同一であることを確認した上，原本を返却するものとする。	(5) （同左） ア～イ　（同左） ウ　代理人の権限を証する書面について，原本の添付に加えて，代理人が原本と相違がない旨を記載し，署名又は記名押印をした謄本が添付された場合は，登記官は，それらの内容が同一であることを確認した上，原本を返却するものとする。
6　（略）	6　（同左）

7　（略）	7　（同左）
(1)～(4)　（略）	(1)～(4)　（同左）
(5)　（略）	(5)　（同左）
ア　登記所窓口における交付等の取扱い	ア　登記所窓口における交付等の取扱い
窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは，その交付及び返却を受ける者から，運転免許証その他申出書に記載されている申出人又は代理人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書の提示を受けることで，一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認し，その上で申出書の「受取」欄へ一覧図の写し等を受領した旨を記載させることとする。	窓口において一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をするときは，その交付及び返却を受ける者に，申出書の申出人の表示欄又は代理人の表示欄に押印したものと同一の印を申出書の「受取」欄に押印させて，一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認するものとする。
なお，代理人が戸籍法第１０条の２第３項に掲げられる者である場合は，提示を受ける書面は資格者代理人団体所定の身分証明書等で代替して差し支えない。	なお，一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受ける者が，印鑑を忘失等して押印することができない場合は，規則第２４７条第３項第６号又は同項第７号の規定により申出書に添付した書面と同一のものの提示を受けることで代替して差し支えない。この場合は，申出書の「受取」欄に一覧図の写しの交付及び添付書面の返却を受け

ただし，上記にかかわらず，その他の措置を講じさせることにより一覧図の写しの交付及び添付書面の返却をすることができる者であることを確認することができる場合は，その措置によることができる。	る者の署名を求めるものとする。
イ～ウ　（略）	イ～ウ　（同左）
8　（略）	8　（同左）
(1)　（略）	(1)　（同左）
(2)　（略）	(2)　（同左）
ア　再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し，記名をした謄本を含む。）	ア　再交付申出書に記載されている申出人の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出人が原本と相違がない旨を記載し，署名又は記名押印をした謄本を含む。）
なお，当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は，その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要す	なお，当初の申出において提供された申出書に記載されている申出人の氏名又は住所と再交付申出書に記載された再交付申出人の氏名又は住所とが異なる場合は，その変更経緯が明らかとなる書面の添付を要す

る。	る。
イ　（略）	イ　（同左）
(3)　（略）	(3)　（同左）

別記第１号様式

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

（補完年月日　令和　　年　　月　　日）

申出年月日	令和　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □年金等手続 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	□有 □無	（有の場合，不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。）	
申出先登記所の種別	□被相続人の本籍地　□被相続人の最後の住所地 □申出人の住所地　□被相続人名義の不動産の所在地		

上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し，上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。
申出の日から３か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

※受領確認書類（不動産登記規則第２４７条第６項の規定により返却する書類に限る。）
戸籍（個人）全部事項証明書（　　通），除籍事項証明書（　　通）戸籍謄本（　　通）
除籍謄本（　　通），改製原戸籍謄本（　　通）戸籍の附票の写し（　　通）
戸籍の附票の除票の写し（　　通）住民票の写し（　　通），住民票の除票の写し（　　通）

受領	確認１	確認２	スキャナ・入力	交付

受取

別記第１号様式

法定相続情報一覧図の保管及び交付の申出書

（補完年月日　令和　　年　　月　　日）

申出年月日	令和　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名　　印 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名　　印 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □年金等手続 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（□窓口で受取　□郵送　） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
被相続人名義の不動産の有無	□有 □無	（有の場合，不動産所在事項又は不動産番号を以下に記載する。）	
申出先登記所の種別	□被相続人の本籍地　□被相続人の最後の住所地 □申出人の住所地　□被相続人名義の不動産の所在地		

上記被相続人の法定相続情報一覧図を別添のとおり提出し，上記通数の一覧図の写しの交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。
申出の日から３か月以内に一覧図の写し及び返却書類を受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。

（地方）法務局　　支局・出張所　　宛

※受領確認書類（不動産登記規則第２４７条第６項の規定により返却する書類に限る。）
戸籍（個人）全部事項証明書（　　通），除籍事項証明書（　　通）戸籍謄本（　　通）
除籍謄本（　　通），改製原戸籍謄本（　　通）戸籍の附票の写し（　　通）
戸籍の附票の除票の写し（　　通）住民票の写し（　　通），住民票の除票の写し（　　通）

受領	確認１	確認２	スキャナ・入力	交付

受取

別記第２号様式

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	令和　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □年金等手続 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（□窓口で受取　□郵送） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。３か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。 （地方）法務局　　支局・出張所　　宛			

受領	確認	交付

受取

別記第２号様式

法定相続情報一覧図の再交付の申出書

再交付申出年月日	令和　　年　　月　　日	法定相続情報番号	-　　-
被相続人の表示	氏　　名 最後の住所 生年月日　　年　　月　　日 死亡年月日　　年　　月　　日		
申出人の表示	住所 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 被相続人との続柄　（　　）		
代理人の表示	住所（事務所） 氏名　　㊞ 連絡先　　－　　－ 申出人との関係　□法定代理人　□委任による代理人		
利用目的	□不動産登記　□預貯金の払戻し　□相続税の申告 □年金等手続 □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	通　（□窓口で受取　□郵送） ※郵送の場合，送付先は申出人（又は代理人）の表示欄にある住所（事務所）となる。		
上記通数の法定相続情報一覧図の写しの再交付を申出します。交付を受けた一覧図の写しについては，被相続人の死亡に起因する相続手続及び年金等手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。３か月以内に一覧図の写しを受け取らない場合は，廃棄して差し支えありません。 （地方）法務局　　支局・出張所　　宛			

受領	確認	交付

受取

備考　表中の対象規定の二重下線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。

○法務省令第十四号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百五十条及び関係法令の規定に基づき、不動産登記規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月二十九日

法務大臣　上川　陽子

不動産登記規則等の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（筆界特定書面申請の方法等）	（筆界特定書面申請の方法等）
第二百十一条　［略］	**第二百十一条**　［同上］
［項を削る。］	2　申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）に署名し、又は記名押印しなければならない。
2　［略］	3　［同上］
3　委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に記名しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。	4　委任による代理人によって筆界特定の申請をする場合には、申請人又はその代表者は、委任状に署名し、又は記名押印しなければならない。復代理人によって申請する場合における代理人についても、同様とする。
4　第二百九条第一項第七号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が記名したものでなければならない。	5　第二百九条第一項第七号に掲げる情報を記載した書面は、同号の同意をした所有権登記名義人等が署名し、又は記名押印したものでなければならない。
5　［略］	6　［同上］
6　第四十五条第一項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。以下この条において同じ。）について、第五十一条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは「第二百十一条第五項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書」と読み替えるものとする。	7　第四十五条並びに第四十六条第一項及び第二項の規定は筆界特定申請書（筆界特定申請情報の全部を記録した磁気ディスクを除く。）について、第五十一条の規定は筆界特定申請情報を記録した磁気ディスクを提出する方法による筆界特定の申請について、第五十二条の規定は筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクについて、それぞれ準用する。この場合において、第五十一条第七項及び第八項中「令第十六条第五項」とあるのは「第二百十一条第六項」と、第五十二条第一項中「令第十五条の添付情報を記録した磁気ディスク」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスク」と、同条第二項中「令第十五条後段において準用する令第十四条の電子証明書」とあるのは「筆界特定添付情報を記録した磁気ディスクに記録すべき電子証明書」と読み替えるものとする。

7‖　筆界特定申請書につき文字の訂正、加入又は削除をしたときは、その旨及びその字数を欄外に記載し、又は訂正、加入若しくは削除をした文字に括弧その他の記号を付して、その範囲を明らかにしなければならない。この場合において、訂正又は削除をした文字は、なお読むことができるようにしておかなければならない。	［項を加える。］
8‖　申請人又はその代表者若しくは代理人は、筆界特定申請書が二枚以上であるときは、各用紙に当該用紙が何枚目であるかを記載することその他の必要な措置を講じなければならない。	［項を加える。］
9‖　［略］	8‖　［同上］
（法定相続情報一覧図）	（法定相続情報一覧図）
第二百四十七条　［1・2　略］	**第二百四十七条**　［1・2　同上］
3　前項の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。	3　前項の申出書には、申出人又はその代理人が記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付しなければならない。
一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が記名したものに限る。）	一　法定相続情報一覧図（第一項各号に掲げる情報及び作成の年月日を記載し、申出人が記名するとともに、その作成をした申出人又はその代理人が署名し、又は記名押印したものに限る。）
［二～七　略］	［二～七　同上］
［4～7　略］	［4～7　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令（平成二十五年法務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二条　［略］	**第二条**　［同上］
2　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。	2　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が署名し、又は記名押印しなければならない。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（司法書士法施行規則の一部改正）

第三条　司法書士法施行規則（昭和五十三年法務省令第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
付録様式（第７条第１項） 司法書士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年　月　日撮影 （ふりがな） 氏　名　　年　月　日生　男　女 本　籍 住　所　（〒　） 事務所設置予定地 事業開始の予定日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）	付録様式（第７条第１項） 司法書士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　㊞ 私は、司法書士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第７条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年　月　日撮影 （ふりがな） 氏　名　　年　月　日生　男　女 本　籍 住　所　（〒　） 事務所設置予定地 事業開始の予定日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

（土地家屋調査士法施行規則の一部改正）

第四条　土地家屋調査士法施行規則（昭和五十四年法務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
付録様式（第８条第１項） 土地家屋調査士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名 私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年　月　日撮影 （ふりがな） 氏　名　　年　月　日生　男　女 本　籍 住　所　（〒　） 事務所設置予定地 業務開始の予定日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）	付録様式（第８条第１項） 土地家屋調査士資格認定申請書 年　月　日 （地方）法務局長　殿 氏　名　㊞ 私は、土地家屋調査士法第４条第２号の規定による法務大臣の認定を受けたいので、同法施行規則第８条第１項及び第２項の規定により申請します。 写真 年　月　日撮影 （ふりがな） 氏　名　　年　月　日生　男　女 本　籍 住　所　（〒　） 事務所設置予定地 業務開始の予定日 （この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行前にされた筆界特定の申請並びに不動産登記規則第二百四十七条第一項及び第七項の申出については、第一条の規定による改正後の不動産登記規則第二百十一条及び第二百四十七条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）並びに第二条の規定による改正後の大規模災害からの復興に関する法律及び東日本大震災復興特別区域法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報の特例等に関する省令第二条第二項（第三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。